

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
株式会社ヤナギヤ	松本市大字島内4660	柳 沢 茂
株式会社プラザクリエイティブイメージング	東京都千代田区九段南4-7-13	大 島 康 広
株式会社ナガタ	諏訪市大字四賀1832-1	永 田 滋 弘
有限会社ミツワ	諏訪郡富士見町落合9984	古 屋 真 一
植 松 由 浩	諏訪郡富士見町落合10007	-
吉 田 義 治	諏訪郡富士見町落合9771-53	-
株式会社シモクラ	諏訪郡富士見町富士見4654	下 倉 友 男
小 林 貞 子	諏訪郡富士見町富士見1858	-
三好種子株式会社	諏訪郡富士見町富士見3590	三 好 種 子
有限会社今井書店	茅野市仲町4-1	今 井 千 浩

4 変更した年月日

平成19年8月28日(株式会社エス・エス・ブイの代表者氏名)  
平成19年4月1日(株式会社55ステーションから株式会社プラザクリエイティブイメージングへの変更)

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友諏訪湖南店

諏訪市湖南南真志野3585-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

4 変更した年月日

平成19年8月28日

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友諏訪城南店

諏訪市上川 2-2061ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

## 4 変更した年月日

平成19年 8月28日

## 5 届出年月日

平成19年10月24日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年 3月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊那竜東店

伊那市伊那部上新田2709ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

## 4 変更した年月日

平成19年 8月28日

## 5 届出年月日

平成19年10月24日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年 3月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン箕輪

上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社コメリ	新潟県新潟市米山4-1-28	捧 賢 一
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社コメリ	新潟県新潟市米山4-1-28	捧 賢 一
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社コメリ	新潟県新潟市米山4-1-28	捧 賢 一
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社コメリ	新潟県新潟市米山4-1-28	捧 賢 一
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

4 変更した年月日

平成19年8月28日

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友駒ヶ根店

駒ヶ根市赤穂14637-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

株式会社三洋堂書店

愛知県名古屋市長和区川名山町1-74

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長和区川名山町1-74	加 藤 和 裕

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市中区川名山町1-74	加 藤 和 裕

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市中区川名山町1-74	加 藤 和 裕

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市中区川名山町1-74	加 藤 和 裕

4 変更した年月日

平成19年8月28日

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友かなえ店

飯田市鼎下山550ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
白 子 千勢子	飯田市鼎下山550	-
村 上 慶 二	飯田市北方2035-3	-
住商テレメイト株式会社	東京都千代田区猿樂町2-8-4	小 林 年 史
有限会社カイエー	飯田市鼎西鼎558-7	市 瀬 英 明

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
白 子 千勢子	飯田市鼎下山550	-
村 上 慶 二	飯田市北方2035-3	-
株式会社フジミヤ	松本市大字島内4201-7	降 幡 章 雄
有限会社カイエー	飯田市鼎西鼎558-7	市 瀬 英 明

4 変更した年月日

平成19年8月28日(株式会社エス・エス・ブイの代表者氏名)

平成19年2月21日(住商テレメイト株式会社から株式会社フジミヤへの変更)

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊賀良店

飯田市育良町1-9-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名(法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名(法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名(法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名(法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

4 変更した年月日

平成19年8月28日

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友塩尻野村店

塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1787-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名(法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名(法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名(法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名(法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- 4 変更した年月日  
平成19年8月28日
- 5 届出年月日  
平成19年10月25日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成19年11月12日から平成20年3月12日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平林正臣

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- 
- (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
平林正臣	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11	-
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中村一夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
平林正臣	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11	-
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野田 亨

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- 
- (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中村一夫
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4	藤原秀次郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野田 亨
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4	藤原秀次郎

- 4 変更した年月日

平成19年8月28日

- 5 届出年月日

平成19年10月25日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友塩尻店

塩尻市棧敷原251ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- 
- (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中村一夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨

4 変更した年月日

平成19年 8月28日

5 届出年月日

平成19年10月25日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年 3月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日  
付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友笹部店

松本市笹部 1-606-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨

4 変更した年月日

平成19年 8月28日

5 届出年月日

平成19年10月25日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年 3月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日  
付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友寿店

松本市寿北 6-27-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- 
- (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- 
- (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫
青 柳 良 雄	塩尻市大字宗賀72-5	-

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨
青 柳 良 雄	塩尻市大字宗賀72-5	-

- 4 変更した年月日

平成19年 8月28日

- 5 届出年月日

平成19年10月25日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年 3月12日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日  
付け12産振第137号)様式第 8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友島内店

松本市大字島内4163-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社カワフネ

松本市大字島内3782

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫
有限会社ヤナギヤ	松本市大字島内4660	柳 沢 茂

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨
有限会社ヤナギヤ	松本市大字島内4660	柳 沢 茂

- 4 変更した年月日

平成19年 8月28日

- 5 届出年月日

平成19年10月25日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年 3月12日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日  
付け12産振第137号)様式第 8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松本シルクプラザ



松本市元町1-29-7ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社高原社

松本市元町1-2-1

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社綿半ホームエイド	長野市大字南長池205	下 島 憲 秋
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社綿半ホームエイド	長野市大字南長池205	下 島 憲 秋
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- 4 変更した年月日

平成19年8月28日

- 5 届出年月日

平成19年10月25日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日  
付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友穂高店

安曇野市穂高5626-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
細 川 陽 子	安曇野市穂高5626-1	-

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
細 川 陽 子	安曇野市穂高5626-1	-

- 4 変更した年月日

平成19年8月28日

- 5 届出年月日

平成19年10月25日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日  
付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

## 長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングタウンとよしな  
安曇野市豊科南穂高774-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社カインズ  
群馬県高崎市高関町380  
株式会社エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37  
豊倉商事株式会社  
松本市笹部2-2-22  
望月伸泰  
安曇野市豊科南穂高809

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社カインズ	群馬県高崎市高関町380	土屋裕雅
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中村一夫
豊倉商事株式会社	松本市笹部2-2-22	赤羽憲二郎
望月伸泰	安曇野市豊科南穂高809	-

## (変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社カインズ	群馬県高崎市高関町380	土屋裕雅
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野田亨
豊倉商事株式会社	松本市笹部2-2-22	赤羽憲二郎
望月伸泰	安曇野市豊科南穂高809	-

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社カインズ	群馬県高崎市高関町380	土屋裕雅
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中村一夫
有限会社フルールあずさ	安曇野市豊科5741-1	古幡宜嗣
小林製菓株式会社	安曇野市豊科4476	小林和幸
有限会社なかや薬局	安曇野市三郷温3798-1	中村健志
ル・プレ株式会社	埴科郡坂城町大字坂城6428	塚田弘
株式会社55ステーション	東京都港区赤坂7-10-20	平尾茂一

真栄食品株式会社	北佐久郡立科町大字牛鹿124-5	山田洋一
豊倉商事株式会社	松本市笹部2-2-22	赤羽憲二郎
望月伸泰	安曇野市豊科南穂高809	-

## (変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社カインズ	群馬県高崎市高関町380	土屋裕雅
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野田亨
有限会社フルールあずさ	安曇野市豊科5741-1	古幡宜嗣
小林製菓株式会社	安曇野市豊科4476	小林和幸
有限会社なかや薬局	安曇野市三郷温3798-1	中村健志
ル・プレ株式会社	埴科郡坂城町大字坂城6428	塚田弘
株式会社プラザクリエイティブイメージング	東京都千代田区九段南4-7-13	大島康広
小林利次	安曇野市穂高牧901-4	-
豊倉商事株式会社	松本市笹部2-2-22	赤羽憲二郎
望月伸泰	安曇野市豊科南穂高809	-

## 4 変更した年月日

- 平成19年8月28日(株式会社エス・エス・ブイの代表者氏名)  
平成19年4月1日(株式会社55ステーションから株式会社プラザクリエイティブイメージングへの変更)  
平成19年10月1日(真栄食品株式会社から小林利次への変更)

## 5 届出年月日

平成19年10月25日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課